## 岩手県企業局管理規程第1号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月27日

岩手県企業局長 青 木 俊 明

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

<b>正</b> 果同会計	化宝 (哈州		:果何官理	規程第20号)の-	一台)	と伏のよりに	に以上する。			
		改正前						改正後		
川表第1(第4	4条関係)				別	表第1(第	4条関係)			
[略]						[略]				
		1 固定資		<del></del>				1 固定資	1	T 1
款	項	目	節	備考		款	項	目	節	備考
[略]						[略]				
水力発電						水力発電				
設備						設備				
	[略]						[略]			
		[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]
		減価償却						減価償却		
		累計額						累計額		
		(貸方)		項別に整理				(貸方)		項別に整理
				しないこと						しないこと
				ができる。						ができる。
						送電設備				
							(何)送電			
							線路			
								<u>土地</u>		「水力発電
										設備」の同目
										に準ずる。
								<u>建物</u>		「水力発電
										設備」の同目
										及びその節
										に準ずる。
									鉄筋コン	
									<u>クリート</u>	
									<u>造</u>	
									金属造	
									<u>木造</u>	
								構築物		
									<u>鉄塔</u>	
									<u>鉄柱</u>	
									コンクリ	
									<u>ート柱</u>	

1	Ì	Ī	i i	•	 i i	i	i	i i	1
								<u>木柱</u>	
								がいし	
								電線	
								地線	
								添架電話	
								<u>線</u>	
							機械装置	<u>1018</u>	
							放		
								保安開閉	
								<u>装置</u>	
								電力用蓄	
								電器	
								屋外鉄構	
								保安通信	
								装置	
								その他機	
								械装置	
							備品		「水力発電
									設備」の同目
									及びその節
									に準ずる。
								十月 -	<u>(C#) 50</u>
								工具	
								器具諸備	
								<u>品</u>	
								<u>諸車</u>	
							無形固定		「水力発電
							<u>資産</u>		設備」の同目
									及びその節
									に準ずる。
								ダム使用	
								<u>権</u>	
								水利権	
								電気供給	
								施設利用	
								権	
								<u>推</u> 水道施設	
								利用権	
								電気通信	
								施設利用	
								<u>権</u>	
								電話加入	
							ļ	権	

業務設備	<b>-</b> m / x ¬ ¬				
	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

[略]

電気事

項

## 9 事業費用

節

目

業費用					
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
			分担関		
			連費振		
			替額		
			(貸方)		
		管理費			「業務
					設備」に
					係る費
					用及び
					電気事
					業の運
					営の全
					般に関
					連する
					総括的
					業務に

			地役権	
		減価償却		「水力発電
		累計額 (		設備」の同目
		貸方)		に準ずる。
業務設備				
	[略]			
		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

備考

細 節

## 9 事業費用

款	項		業費用 節	細節	備考
電気事	· A	Н	제	내고 띄까	νm ~フ
業費用					
未負用	[略]				
	[mt]	[略]			
		「加其」	[略]	[略]	[略]
			分担関	[mg]	[mt]
			連費振		
			<b>替額</b>		
			(貸方)		
		送電費	(貝刀)		「送電
		<u> </u>			設備」に
					係る費
					用をい
					<u>ハ・・</u> い、「水
					力発電
					費」の節
					及び細
					節に準
					ずる。
		管理費			「業務
					設備」に
					係る費
					用及び
					電気事
					業の運
					営の全
					般に関
					連する
					総括的
					業務に

						係る費
						用をい
						い、「水
						力発電
						費」の節
						及び細
						節に準
						ずる。
		[略]				
			[略]			
				[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

係る費 用をい い、「水 力発電 費」の節 及び細 節に準 ずる。 [略] [略]

付表

[略]

[哈]					
款	項	目	節	細 節	備考
建設仮					「土地」
勘定					以下「無
					形固定
					資産」ま
					で、「水
					力発電
					設備」、
					「業務
					設備」及
					び「附帯
					事業固
					定資産」
					の目及
					び節に
					準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

付表

「略]

[略]					
款	項	目	節	細 節	備考
建設仮					「土地」
勘定					以下「無
					形固定
					資産」ま
					で、「水
					力発電
					設備」 <u>、</u>
					「送電
					<u>設備」</u> 、
					「業務
					設備」及
					び「附帯
					事業固
					定資産」
					の目及
					び節に
	5-4-3				準ずる。
	[略]				
		[略]			
			[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。